

令和6年度学生と若手社会人の交流事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和6年度学生と若手社会人の交流事業業務委託

2 委託業務の目的

学生は就職活動を始める前に企業や社会人と交流する機会が少なく、働くイメージを持つことが難しくなっている。また、若者が就職を機に東京圏へ移動する傾向は拡大しており、地域社会の担い手の減少に歯止めをかける必要がある。

そこで、県内外の学生と岡山市内の働きやすい職場環境のある企業に勤務する若手社員との交流会を実施し、学生に岡山市内企業で働くことの魅力や、岡山市内で生活することのメリットを感じてもらうことにより、市内企業への就職促進を目的とする。

3 委託業務に当たっての基本姿勢

民間企業のノウハウを活かした魅力ある企画や学生と保護者への広報周知、及び各イベントの円滑な運営を実施すること。

イベントを実施する際には、岡山市内中小企業への理解と関心を深め、岡山市内企業への就職を促進するような内容とするよう配慮すること。なお業務の遂行に当たっては、市の委託事業であることを認識し、関係者との信頼関係を確保し、岡山市及び本事業に対する信用が損なわれないよう注意すること。

4 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

5 委託業務の内容

(1) 学生向けイベントの開催

ア イベント名称

イベントの名称は「魅力発見カフェ」とすること。

イ 対象者等

(ア) 大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生、専門学校生、高校生（以下「学生等」という。）のうち新規学卒予定者以外の者を主な対象とする。

(イ) 若手社会人は、参加企業が派遣する概ね採用後3年以内で20代の若手社員とする。また、各参加企業の若手社員のうち1名は、岡山県外出身で岡山県内大学へ進学後に岡山市内企業へ就職した若手社員であることが望ましい。

(ウ) 参加企業は各会場5社程度選定し、各企業からは若手社員2名又は1名の参加とすること。なお、若手社員は採用担当者以外の者とする。

ウ 実施方法等

(ア)市が指定する大学4大学において各1回開催すること。

また、事業者独自提案により、会場（WEB会議システムを使用したオンラインでのハイブリッド方式）又は完全オンラインにて1回以上開催すること。実施方法等については以下のとおりとする。

項目	指定の4大学	事業者独自提案
実施方法	大学構内（対面方式）	①会場（ハイブリッド方式） 又は ②完全オンライン
実施回数	各大学1回	1回以上 （①会場の場合は1か所につき1回）

(イ)指定する大学は岡山理科大学、IPU・環太平洋大学、就実大学、ノートルダム清心女子大学の4大学とする。

(ロ)事業者独自提案を①会場とする場合、開催場所は岡山市内とし、民間カフェなどの商業施設のほか、(イ)で指定する大学以外の大学、短期大学、専門学校の内構内も可とする。

(ハ)事業者独自提案を②完全オンライン開催とする場合、その手法について提案すること。

(ニ)開催時期は令和6年11月1日（金）から令和7年2月28日（金）までの期間において学生が参加しやすい日時を各大学等と調整した上で提案すること。

(ホ)会場は、各大学等と調整し、リラックスして意見交換ができるような場所を借り切ること。また、会場において軽食（アルコール類の提供は不可）の提供ができるよう努めること。ただし、軽食の提供にあたっては提供方法を大学及び市と協議すること。

(ヘ)完全オンライン開催とする場合、参加者へ景品の提供に努めること。

(ヘ)各回にテーマを設定してもよいが、参加企業の業種が限られるようなテーマとしないこと。

(コ)各会場の参加学生は20名程度（オンラインでの参加者除く）を下限として募集すること。

(ク)必要な備品等は受託者において手配すること。

エ 参加企業募集方法

参加企業は公募し、8月末までには決定できるように募集すること。公募は受託者によりホームページ等で実施すること。公募期間内に集まらない場合は受託者によって積極的に声掛けし企業を募ること。なお、参加企業は原則として各会場いずれかに1回の参加とする。ただし、事業者独自提案による会場については、指定する大学で参加した企業の参加も可とする。

オ 参加企業要件

公募する企業は以下の要件を全て満たすこと。

- (ア)岡山市内に事業所を有すること。
- (イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (ウ)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者でないこと。
- (エ)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は当該営業に係る第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (オ)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (カ)本事業の趣旨を損なうおそれがあると認められる事業を営むものでないこと。

カ 参加企業の割り振り等

参加企業の各会場への割り振りについては、参加企業に希望する会場を確認するとともに、会場となる大学等に対しても事前に希望する参加企業の業種等について確認し、市と協議し調整した上で決定すること。

キ 広報周知

- (ア)学生等への広報周知方法を提案すること。広報用チラシを作成し、大学等での配布、学生等が多く集まる行事での周知やSNSを利用した周知等、効果の高い方法とすること。また、県外在住学生のオンライン参加を促すことができる広報周知も実施すること。
- (イ)学生等を持つ保護者に対する広報周知方法を提案すること。保護者に影響力のある広報ツールの活用、県内外の大学が実施する保護者懇談会等の参加者への周知等、効果的な方法で実施すること。

ク イベント運営

- (ア)活発な意見交換を促進する独創的な企画を考案し、参加学生が複数の若手社員と接することができるよう工夫すること。
- (イ)企画内容は学生等が就職について考えるきっかけとなるとともに、若手社員の魅力的な働き方を発信できるようなものとし、単なる企業宣伝や採用活動の一助とならないように注意すること。
- (ウ)司会は類似イベントを経験しており、スムーズな進行ができる者とする事
- (エ)事前に若手社員に対し、交流会の流れ、当日の役割等の必要事項について書面を用いて説明しておくこと。

(2) アンケートの実施

学生向けイベントに参加した企業や参加者に来年度事業に向けた改善すべき点などを意識したアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。なお、アンケー

ト内容については市と協議した上で決定すること。

(3) 事業実施報告書の作成

事業実施後には、学生向けイベントの参加者一覧・実施状況、改善すべき課題・改善方法、アンケートの集計・分析結果等をわかりやすく記載した事業実施報告書を提出すること。

(4) その他留意事項

参加企業及び参加者からは一切の費用を徴収しないこと。

6 成果品

事業実施報告書は以下の仕様で提出すること。

- (1) A4判（一部A3判可）にて正副2部作成すること。また、電子資料としてCD-R又はDVD-Rに記録し提出すること。
- (2) 提出期限は令和7年3月31日（月）とする。

7 成果品の帰属、著作権等について

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- (1) 本事業で作成したすべての作成物の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 市販の素材集やインターネットなどに限らず、写真・イラストなどの著作物を利用する場合には、他人の著作権を侵害しないように十分注意すること。
- (4) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

8 業務委託料の支払い等

業務委託料の支払いは業務完了後払いとする。業務実施にかかる費用は、受託者が適宜支払うこと。

9 業務実施の条件

- (1) 本業務で外部協力者（下請業者等）が必要な場合は、岡山市と協議し承認を得ること。
- (2) 岡山市との協議により、提案した内容から実施内容を変更することがある。
- (3) 本業務に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。
- (4) 当業務の実施にあたっては、市内企業、大学関係者らとの情報交換や、必要

に応じて NPO 法人との協働によって、事業目的を最大限達成するよう努めること。

1 0 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。本仕様書に明記されていない事項でも、本事業を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、岡山市との協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

1 1 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第 6 3 号）
- (2) 個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）
- (3) 労働関係法令
- (4) その他の関係法令

1 2 秘密の保持

- (1) 受託者は、本事業に関し岡山市から受領又は閲覧した資料等について、岡山市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。また、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- (3) 受託者は、業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

1 3 損害の賠償

本事業遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責任に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

1 4 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行するとともに、岡山市との協議後は速やかに協議録を提出すること。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

1 5 完了検査

受託者は、事業完了後、岡山市の定める委託完了届を提出し委託者の検査を受けるものとする。